

2017年11月



葵総合経営センターだより

特集

- 配偶者控除等の見直し

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「Happy Halloween」 株式会社ティーエヌ・テック 代表取締役 谷口洋子様 撮影

目次

2	景気回復	8	ワークフローシステム
3	配偶者控除等の見直し	9	民法改正（3）定型約款
6	有期労働契約の無期転換について	10	（随想）同じミスを繰り返す可能性
7	エンパワーメントと リーダーシップ	11	康友会ゴルフ・税務労務
		12	ご案内

No.566

景気回復

センター代表 杉浦 康晴

先日、衆議院議員総選挙が公示され、本格的に自民・公明両党の与党、希望の党と日本維新の会、そして、立憲民主党や共産党、社民党の3つの勢力を中心に選挙争いが繰り広げられています。10月22日が投票日ですから、このセンターだよりが皆様のお手元に届けられる頃にはすでに選挙結果が出て、これからの政権に期待をしていることでしょう。

さて、政府は2017年9月25日、9月の月例経済報告を発表しました。その中で、第2次安倍内閣が発足した2012年12月に始まった景気回復基調について、茂木敏充経済財政・再生相は「景気回復の長さは58か月（4年10か月）となり、戦後2位の「いざなぎ景気」を超える景気回復の長さとなった可能性が高い」と述べました。

確かにバブル期を超える指標もあります。雇用情勢を見ますと、4月には有効求人倍率が1.48倍とバブル期を超える高い水準にまで改善しています。特に愛知県の有効求人倍率は、東京都を抜き全国トップクラスですから、人手不足問題は大企業から中小企業まで相変わらず深刻な問題です。大学生の就職活動もかなりの売手市場になっています。企業の業績も好調になってきており、今年の1月から3月までの経常利益は前年同期比で26%余り増え、1～3月期では史上最高を記録しました。

（財務省「法人企業統計調査」）

しかし、率直なところ、多くの人にとって、それほど好景気だとは思えないのが現状です。何故でしょうか。それは、景気の力強さが決定的に欠けているからと言われています。

経済はどれだけ成長しているのでしょうか。調査会社の三菱UFJリサーチ&コンサルティングの調べによると、1年当たりの実質GDP＝国内総生産の伸びは、「いざなぎ景気」の間は11.51%。「バブル景気」は5.58%の成長。しかし、今回の景気回復は1.26%。かなり緩やかな回復です。2012年12月から始まった今の景気回復ですが実は、安倍政権発足と同時に始まっています。エコノミストの指摘は、アベノミクスの評価そのものともいえそうです。賃金やボーナスが上がらないことから消費も伸びません。生産性を上げるにも対策後すぐに結果が出るものではありません。実感が乏しい緩やかな景気回復では、海外経済などになんらかのショックが起きれば、あっという間に景気は下落してしまうでしょう。「バブル」や「いざなぎ」のような熱気は望めないにしても、もう少し、勢いづけなければならないのは明らかです。消費増税や社会保障問題等多くの課題がある中で、今後、新しい政権がどのように舵取りをしていくのか。景気に勢いをつける意味でも大変重要です。我々もしっかり見守っていききたいものです。

配偶者控除等の見直し

葵総合税理士法人 税務会計部 石川 雅恵

平成29年度税制改正により、平成30年分以後の所得税・平成31年分以後の個人住民税について適用される配偶者控除等について改正が行われました。

今まで、配偶者が就業時間を調整し収入を103万円に抑えることで、納税者本人に配偶者控除が適用されるいわゆる“103万円の壁”がありました。また、この103万円という水準で企業の配偶者手当制度等の支給基準が設けられている事で就労の心理的な壁として作用している事が指摘されてきました。

他にも、生産人口減少による人手不足を感じている企業が多い中、パート収入を一定範囲内に抑える為に就業時間を抑える傾向は、最低賃金が引き上げられていくにつれて更に強まる事も懸念されています。

以上のような事から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

【改正内容】

①配偶者控除の見直し

⇒配偶者控除とはその年の12月31日の現況で配偶者であり、年間の合計所得金額が38万円以下（給与所得のみの場合は年収103万円以下）である事等の一定要件を満たす控除対象配偶者がいる場合には、納税者本人の所得税計算上、38万円の所得控除が受けられる制度です。

※配偶者の年齢が70歳以上である老人控除対象配偶者の場合は48万円の控除です。



今まで要件としてなかった納税者本人の所得要件ができました。

⇒控除対象配偶者控除又は老人控除対象配偶者控除を適用する場合に、納税者本人の合計所得金額により右記の表の通り逡減されます。

納税者本人の合計所得金額 ※()内は給与収入金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900(1,120)万円以下	38万円	48万円
900万円超 950(1,170)万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000(1,220)万円以下	13万円	16万円
1,000(1,220)万円超	0円	0円

②配偶者特別控除の見直し

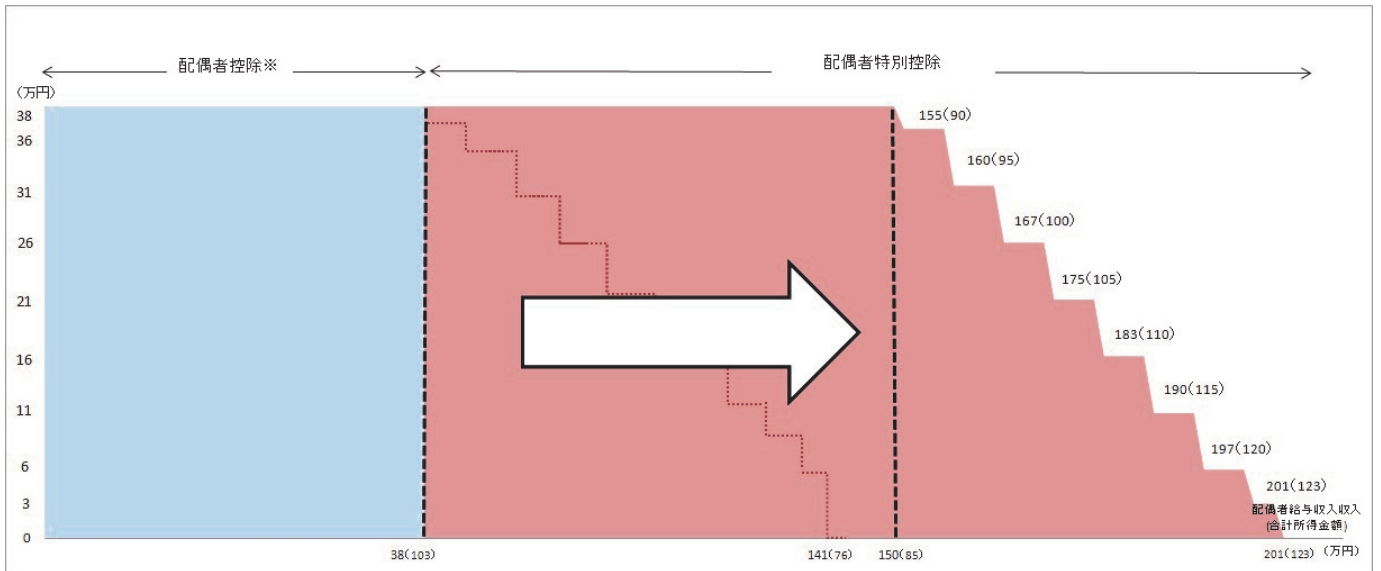
⇒配偶者特別控除とは、配偶者に38万円を超える所得があるため、配偶者控除の適用が受けられない場合でも配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる制度です。



配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下に引き上げられました。(改正前：38万円超76万円未満)

【配偶者特別控除額引き上げイメージ図】

<財務省資料参照>



また、配偶者特別控除の適用にかかる納税者本人の所得要件について合計所得金額が900万円（給与収入1,120万円）超1,000万円（同1,220万円）以下である場合には控除額が3段階で減少する仕組みが導入されました。

【配偶者特別控除額の3段階一覧】

- ・ 合計所得金額900万円以下（給与収入1,120万円以下）
- ・ 900万円超950万円以下（1,120万円超1,170万円以下）
- ・ 950万円超1,000万円以下（1,170万円超1,220万円以下）

配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	38万円	38万円超 85万円以下	26万円	38万円超 85万円以下	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	85万円超 90万円以下	24万円	85万円超 90万円以下	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	90万円超 95万円以下	21万円	90万円超 95万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	95万円超 100万円以下	18万円	95万円超 100万円以下	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	100万円超 105万円以下	14万円	100万円超 105万円以下	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	105万円超 110万円以下	11万円	105万円超 110万円以下	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	110万円超 115万円以下	8万円	110万円超 115万円以下	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	115万円超 120万円以下	4万円	115万円超 120万円以下	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	120万円超 123万円以下	2万円	120万円超 123万円以下	1万円

③その他事項

⇒改正前は配偶者の範囲が“配偶者”と“控除対象配偶者”に定義されていました。

※“控除対象配偶者”とは居住者と生計を一にするもの（青色事業専従者等の該当者を除く）のうち、合計所得金額が38万円以下であるもの。



改正後の配偶者の範囲は“同一生計配偶者”“(老人)控除対象配偶者”“源泉控除対象配偶者”の3つに規定されました。

※“同一生計配偶者”とは従来と同様に給与所得者の合計所得金額に制限はなく、配偶者の合計所得金額が38万円以下であるもの。

※“(老人)控除対象配偶者”とは同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいう。

※“源泉控除対象配偶者”とは居住者（合計所得金額が900万円以下である者に限る）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者等の該当者を除く）で、合計所得金額が85万円以下であるもの。

よって、年末調整時に扶養控除申告書に記入できる配偶者とは、“源泉控除対象配偶者”となります。（以下、参照）

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

Header section of the tax form including fields for taxpayer name, spouse name, birth date, and address.



あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

Main body of the tax form with multiple tables for reporting dependents, including sections for '源泉控除対象配偶者' and '扶養親族'.

年末調整の際、扶養控除申告書にご記入いただく配偶者の範囲は、上記の“源泉控除対象配偶者”のみとなります。

Vertical text on the right side of the form providing additional instructions and notes regarding the filing process.

Bottom section of the form titled '住民税に関する事項' (Matters related to Resident Tax) with a table for reporting other dependents.

Small text at the bottom of the form explaining the '16歳未満の扶養親族' (Dependents under 16 years old) category.

ご不明な点、詳細等につきましては各担当者までお声がけください。（参考文献：週刊税務通信、改正税法の手引き、国税庁HP、財務省HP）

有期労働契約の無期転換について

葵労務管理事務所 松原 里美

平成25年4月の改正労働契約法の施行により、有期労働契約の無期転換ルールが規定されました。有期契約労働者（パートタイマーや契約社員等名称を問わず雇用期間が定められた労働者）を雇用しており、平成25年4月以降労働契約を反復更新している有期契約労働者がいる会社においては、平成30年4月以降無期転換ルールへの対応が必要となりますので、今回は、無期転換ルールと人事管理の準備、国の支援策について説明します。

（1）無期転換ルール

無期転換ルールは、同一の使用者（会社）と締結された有期労働契約が反復更新されて5年を超えた場合、有期契約労働者からの「申込み」により、契約期間が有期から無期（期間の定めのない労働契約）に転換されるルールです。

労働者自身からの申込みがなければ、有期労働契約のままであり自動的に無期労働契約に移行するわけではありませんが、申込みを受けた使用者は拒否することができません。なお、無期転換後の給与や待遇等の労働条件については、原則として直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。

定年後再雇用された労働者についても無期転換ルールは適用されますが、都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が設けられています。

（2）人事管理の準備

無期転換ルールが適用される可能性のある有期契約労働者がいる場合には、従来の「正社員」や「有期契約労働者」と「無期転換後の労働者」の労働条件、役割、責任の範囲等の違いを明確にしておかなければ、トラブルとなる可能性が出てきます。それぞれの会社で各雇用区分における労働者の実態や労働条件を確認し、中長期的な人事労務管理の観点から労使双方にとって納得性の高い制度の構築と、それに合わせた既存の就業規則や書類の見直し等の準備が必要となります。

（3）国の支援策

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進する国の取組支援策の一つに、厚生労働省の「キャリアアップ助成金」があります。こちらは、非正規雇用労働者の正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対する助成です。有期契約労働者の無期転換を行う際には、平成25年4月以降の契約期間が4年未満であること等の条件はありますが、検討されてはいかがでしょうか。

無期転換制度の導入をきっかけにして、労使で話し合いを行い、それぞれの会社で働き方の検討や戦略的な人材活用の仕組みづくりをしていただければと思います。